

平成 17 年 6 月 11 日

個人情報保護と日本目録規則（NCR）との関係について

日本図書館協会目録委員会

高度情報化社会における個人情報（特定の個人を識別できる情報）の有用性に鑑み、その適切な保護をめざす個人情報保護関連五法が平成 17 年 4 月 1 日から全面的に施行されました。それとともに、地方公共団体の個人情報保護条例などの整備も一段と進展しております。図書館が利用者の資料検索のために作成・提供している目録および典拠ファイル等（以下「目録等」という。）は、その内容と機能、また規模の点からみて、これらの法律で規定するいわゆる「個人情報ファイル」や「個人情報データベース等」（個別の法令によって呼称が異なるが、以下「個人情報ファイル」という。生存する個人に関する情報で特定の個人を識別でき、個人情報を体系的に構成し検索可能にしたもの）にあたります。このため、これらの作成・提供については個人情報を保護する法令の趣旨に沿った対応が必要です。そこで本委員会としても、個人情報保護に関する法令と日本目録規則（NCR）との関係を整理しました。各図書館が目録等の作成・提供する上で、参考になさってください。

なお、この法令の体系は、それぞれの図書館の設置根拠によって適用が異なるというきわめて複雑なものとなっておりますので、ここでは、主として公的部門（行政機関等個人情報保護法が適用される国の行政機関や独立行政法人、ならびに個人情報保護に関する条例を制定する地方公共団体）に属する図書館、および個人情報保護法が適用される民間部門のうち民法法人や私立学校等に属し法令（これらの図書館は、「図書館法」等によって、図書館資料を収集・整理・保存して一般公衆の利用に供するというを目的とする施設と規定されている。）に基づき、個人情報の提供や第三者提供の制限の適用除外を受ける図書館を中心に述べています。これらに含まれない民間部門に属する図書館（営利企業に属する図書館など）については、ここで述べる義務規定の適用除外を受けられず、個人情報の取扱にあたっての義務が課されますので、それぞれでご確認ください。

1. NCR には、著者名（片かなやローマ字で表記された読みを含む。）および同名異人判別のための生没年、職業、専門分野、世系等の個人を識別するための個人情報を設定する条項が存在します（第 23 章著者標目および第 1 章から第 13 章にいたる記述各章、ならびに第 24 章件名標目）。

個人情報を公刊物から採取して目録レコードに転記した場合には、行政機関等個人情報保護法が適用される図書館においては、本人から直接書面で取得したわけで

はないので利用目的を明示する必要はなく、それを公表することについても法令に基づく提供として基本的には問題は生じません。なお、行政機関等個人情報保護法にいう公刊物とは、「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」をいいます。したがってこの範囲には、当該の著書だけでなく、販売することを目的として公刊された参考図書やデータベースなども入ります。

一方、個人情報保護法が適用される、私的部門に属する図書館においては、公刊物であるか否かを問わず個人情報を取り扱うにあたって利用目的を特定し、「第三者提供」を行うにあたっては本人の同意を取得することが義務づけられています。しかし、図書館における提供は法令の定める第三者提供の制限を受けません。

公刊物以外の情報源から取得した個人情報で、本人の同意を得ていない個人情報については、採取して目録レコードを作成することは可能ですが、その部分を公表することはできません*。また本人の同意を得て採取された個人情報でも、目録等として公表するとの同意を得ていない場合には、それを公表はできません。その結果たとえば、同名異人であっても生年月日や人名の読みなどの識別項目（ID番号を含む。）を目録等に示すことができない場合が出てきます。

他の情報を組み合わせることによって、特定の個人の識別が可能となるような情報の編集（匿名作品の著者名へのリンクなど）は、参考図書・データベース等の公刊物によって取得した情報によるか、本人の同意を得た情報による以外は、行うことはできません。

*目録規則には従来、いわゆる入力形（ファイルでの形）と出力形（利用者が閲覧する、公表の形）との区分についての規定はなく、カード体目録等の伝統により両者は基本的に同一と扱われてきましたが、機械可読目録導入後これらが分離し別のものであると意識されるようになっております。この場合については、ファイルでの形と出力形が異なったものとなることがあり、別々に運用する必要があります。

2. 目録等の作成・提供に関して、業務委託（一部または全部）をしている場合、図書館には委託している目録等の個人情報ファイルを適切に管理する責任があるとともに、それを委託処理のために提供する委託先を監督する責任があります。
3. 目録等の個人情報ファイルの保持については、それぞれの図書館に適用される各法令に則り、情報の適正な取得、正確性の確保、漏洩防止等の安全管理措置、個人情報ファイル簿の作成と公表や保有個人データに関する事項の周知、本人の開示請求と個人情報の内容が間違っている場合の訂正請求への対応などが義務づけられます。